

令和元年 7 月

「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》の受入れ

日本 IT ソフトウェア企業年金基金

当基金は、「資産保有者としての機関投資家」の立場として『責任ある機関投資家の諸原則 《日本版スチュワードシップ・コード》』の受け入れを表明し、「資産運用者としての機関投資家」である運用受託機関に対し、スチュワードシップ責任を適切に果たすよう要請します。コードの各原則についての当基金の方針は以下の通りです。

各原則への対応

- （原則 1） 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し、これを公表すべきである。**

当基金は、年金の資産運用にあたっては、運用受託機関に委託しており、原則として日本版スチュワードシップ・コードを受け入れた運用受託機関に国内株式の運用を委託します。当基金は「資産保有者」として、当該運用受託機関のスチュワードシップ活動に関して、投資先企業の企業価値向上や持続的成長を促すことに寄与し、中長期的なリターンの拡大を図ることを求めます。

- （原則 2） 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たすうえで管理すべき利益相反について、明確な方針を策定し、これを公表すべきである。**

当基金は「資産保有者」として、国内株式の運用を委託した運用受託機関に対して、スチュワードシップ責任を果たすうえで管理すべき利益相反について、明確な対応方針の策定と公表を求めます。

- （原則 3） 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握すべきである。**

当基金は「資産保有者」として、国内株式の運用を委託した運用受託機関に対して、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握することを求めます。

- （原則 4） 機関投資家は、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と 認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである。**

当基金は「資産保有者」として、国内株式の運用を委託した運用受託機関に対して、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めることを求めます。

- （原則５） 機関投資家は、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。**

当基金は「資産保有者」として、国内株式の運用を委託した運用受託機関に対して、スチュワードシップ責任を果たすための株主議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を策定し、当該方針に基づき保有株式の株主議決権を行使すること、および当該方針に基づく議決権行使結果を公表することを求めます。

- （原則６） 機関投資家は、議決権の行使も含め、スチュワードシップ責任をどのように果たしているのかについて、原則として、顧客・受益者に対して定期的に報告を行うべきである。**

当基金は「資産保有者」として、国内株式の運用を委託した運用受託機関に対して、議決権の行使も含め、スチュワードシップ責任をどのように果たしているのかについて、定期的な報告を求めます。また、その結果を、少なくとも年に一度、基金のホームページ等を通じて、加入者および受給権者へ報告します。

- （原則７） 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるべきである。**

当基金は「資産保有者」として、国内株式の運用を委託した運用受託機関に対して、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えること、および本コードの各原則（指針を含む）の実施状況を定期的に自己評価しその結果を公表することを求めます。また、当基金は運用受託機関のスチュワードシップ活動を適切に評価する実力を備えるよう努めます。

以 上